

高浜市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5 年度の人件費率
令和6年度	人 49,041	千円 20,254,020	千円 748,875	千円 2,283,783	% 11.3	% 11.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和6年度	人 243	千円 851,123	千円 198,058	千円 356,255	千円 1,405,436

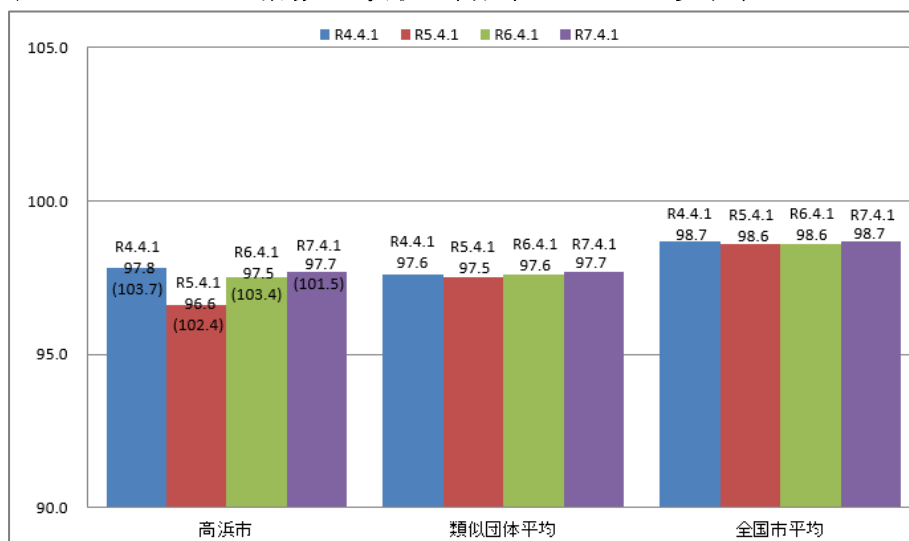
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,784	千円 6,004

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

・高浜市の職員構成として若年層が多く、近年の給与改定の引上率に関しても若年層が高く引き上げられていることもあり、国よりも給料月額が上昇する職員が多かったため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】令和7年4月に行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行った。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給与表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準8%(令和7年度は4%)に対し、高浜市においても8%を支給。

(実施時期)令和7年4月1日より実施

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0.0%	4.0%	8.0%
高浜市の支給割合	6.0%	8.0%	8.0%

※令和6年度以前が国の支給割合と差異があった理由

当市は平成27年の国勢調査の資料から分析し、産業別就業者数(15歳以上)23,664人のうち、市別流動人口(15歳以上)の市外就業者13,626人と半数以上(57.6%)が市外に就業しており、近隣市を含めた生活圏や経済圏で成り立っていることから、国の地域手当の指定基準(中核的な市(都道府県庁所在地又は人口30万人以上市)への通勤者率が高い地域で、2級地への通勤者率10%以上は地域手当6%)を参考に人口30万人未満であります2級地である近隣市に産業別労働者の内14.9%が就業していることから地域手当を6%としていました。

③その他の見直し内容

・扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高浜市	40.6 歳	312,076 円	395,646 円	355,863 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,941 円	386,178 円	355,674 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
高浜市	— 歳	—	—	—	—	—	— 歳	— 円	—
愛知県	52.3 歳	155 人	306,790 円	375,969 円	345,277 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	51.7 歳	12 人	299,324 円	330,782 円	311,434 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高浜市	—	—	—
(該当職員なし)	— 円	— 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和5年～令和7年の3ヶ年平均）

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		高 浜 市	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	230,900 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	199,100 円	188,000 円

※高浜市の情報は、令和7年度人事院勧告による給料表改正前

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	316,100 円	377,633 円	406,900 円	421,280 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

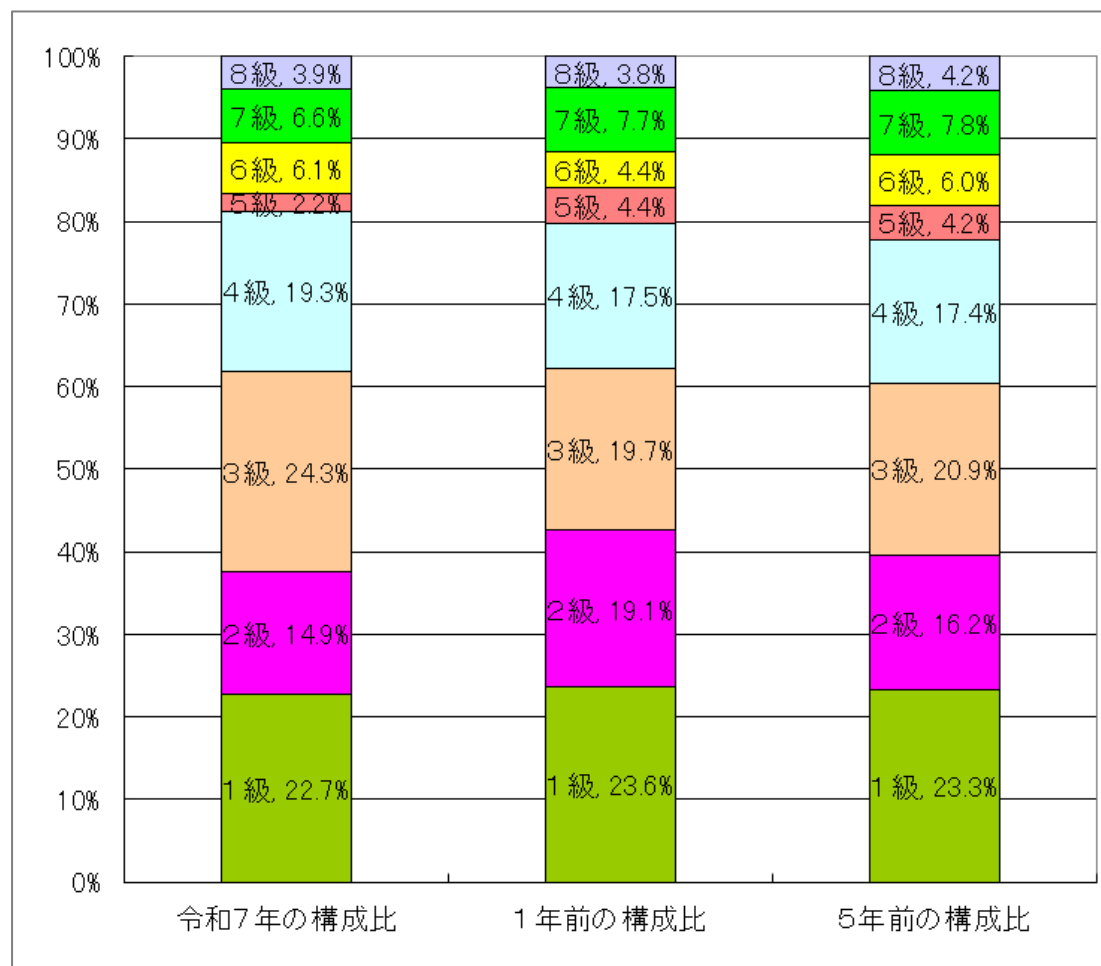
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

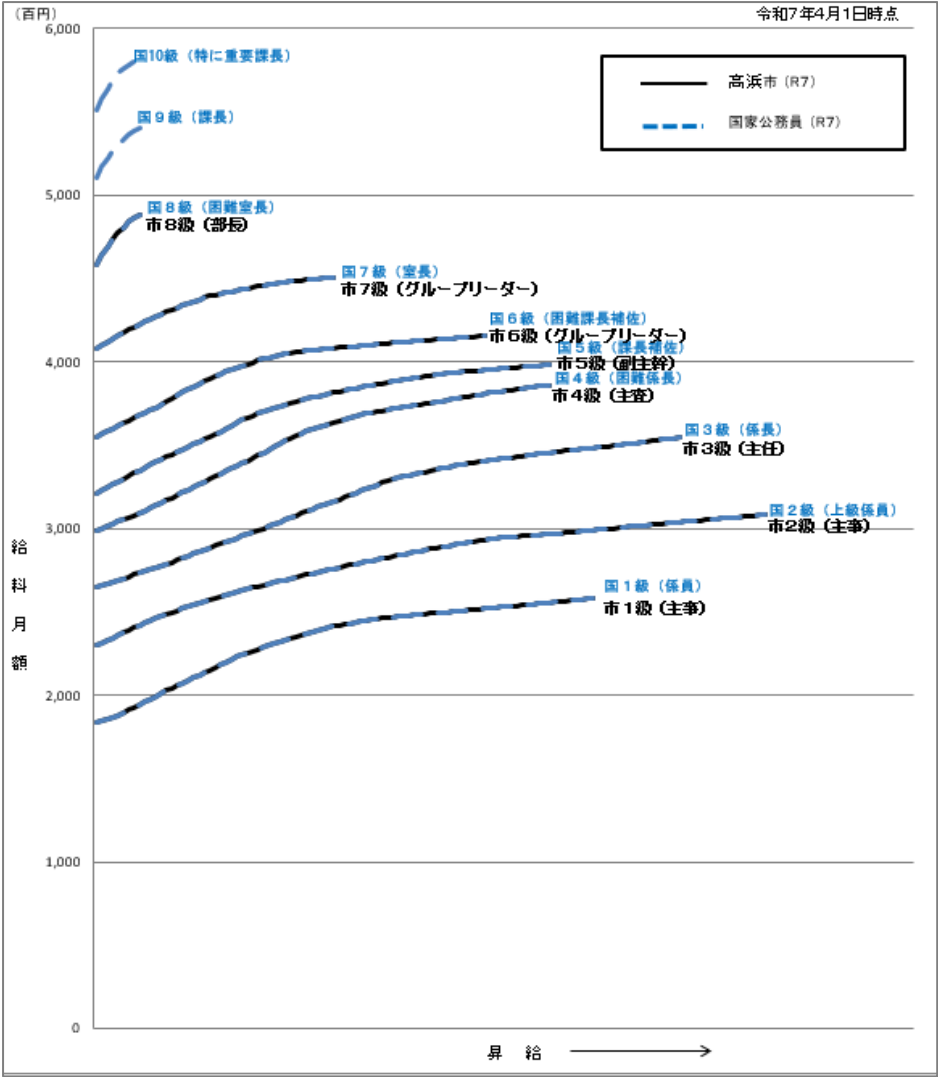
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・主事補	人 41	% 22.7	円 183,500	円 258,100
2 級	主事	人 27	% 14.9	円 230,000	円 308,500
3 級	主任	人 44	% 24.4	円 265,300	円 354,700
4 級	主査	人 35	% 19.3	円 298,800	円 386,100
5 級	副主幹	人 4	% 2.2	円 321,300	円 398,200
6 級	主幹	人 11	% 6.1	円 355,200	円 415,700
7 級	主幹	人 12	% 6.6	円 408,300	円 450,900
8 級	部長	人 7	% 3.9	円 458,300	円 488,500

（注）1 高浜市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（高浜市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		—		—	
活用予定時期		—		—	

※ 総合的に7段階（A1～E）の考課結果として評価、最上位（A1）、標準（C）、最下位（E）

・昇給への勤務成績の反映状況

6月期と12月期に分けて評定を実施し、各期の評価の業績及び能力を基にして、総合的に7段階（A1～E）の考課結果として評価し、その結果に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

（参考）55歳以下で職務級が4級以下の職員の場合、良好な勤務成績（C）であれば4号給昇給、55歳以下の管理職（5級以上）は、良好な勤務成績（C）であれば3号給昇給。55歳以上で良好な勤務成績（C）以下は昇給しない。すべての職員において、最下位の勤務成績（E）の場合は昇給はしない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 浜 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,545 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,884 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高浜市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

※ 総合的に7段階（A1～E）の考課結果として評価、最上位（A1）、標準（C）、最下位（E）

・勤勉手当への勤務成績の反映状況

業績及び能力を総合的に7段階（A1～E）の考課結果として評価し、その結果に基づき、成績率を決定し、反映します。

6月期と12月期に分けて評定を実施、各期の勤務成績において特に優秀・優秀（A1～B2）と認められる者については、通常の勤勉手当率に成績率をかけて上乗せ支給を実施。（成績上位者には、人数及び増額支給金額の割合に制限があります。）

また、勤務成績が良好でない（D～E）と認められる者については、通常の勤勉手当率に成績率をかけて減額支給を実施。

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

高 浜 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率			調整率		
83.7／100			83.7／100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2％～45％加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2％～45％加算）		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 1,658千円 18,825千円			—		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）			53,782 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			191,395 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	6 %	281 人	0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	当市は平成27年の国勢調査の資料から分析し、産業別就業者数（15歳以上）23,664人のうち、市別流動人口（15歳以上）の市外就業者13,626人と半数以上（57.6％）が市外に就業しており、近隣市を含めた生活圏や経済圏で成り立っていることから、国の地域手当の指定基準（中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上市）への通勤者率が高い地域で、2級地への通勤者率10％以上は地域手当6％）を参考に人口30万人未満であります2級地である近隣市に産業別労働者の内14.9％が就業していることから地域手当を6％としていました。		

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0 %
手当の種類（手当数）	0

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	61,755 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	357 千円
支給実績（令和5年度決算）	58,774 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	292 千円

- （注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）	0 千 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	0 円

(7) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当 たり平均支給年額 (令和 6 年度決算)
扶 養 手 当	◆ 子 11,500 円 ◆ 父 母 等 3,500 円 ◆ 扶 養 親 族 たる 子 の うち 16 歳 ～ 22 歳 まで 1 人 に つ き 5,000 円 を 加 算	同 じ		18,365 千 円	201,813 円
住 居 手 当	◆ 借 家 ・ 借 間 居 住 者 16,000 円 を 超 え る 家 賃 の 額 に 応 じ て、最 高 28,000 円 を 支 給	同 じ		14,893 千 円	236,397 円
通 勤 手 当	◆ 交 通 機 関 利 用 者 運 賃 相 当 額（55,0 00 円 以 内） ◆ 交 通 用 具 利 用 者 距 離 に 応 じ て 31, 600 円 以 内	同 じ		13,570 千 円	66,520 円
管 理 職 手 当	役 職 に 応 じ て 定 額 支 給 部 長 77,400 円 リ ー ダ ー 59,500 円 主 幹 51,900 円 副 主 幹 46,300 円	同 じ		28,949 千 円	615,936 円

5 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	912,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 区 町 村 長	580,000 円	980,000 円／ 525,700 円
報 酬	議 長	462,000 円	530,000 円／ 327,000 円
	副 議 長	398,000 円	470,000 円／ 279,000 円
	議 員	371,000 円	450,000 円／ 259,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和 6 年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 6 年度支給割合) 3.45 月分	

退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×39.2/100 給料月額×在職月数×23.5/100	17,160,192円 8,550,240円	任期满了時 (退職時)支給
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

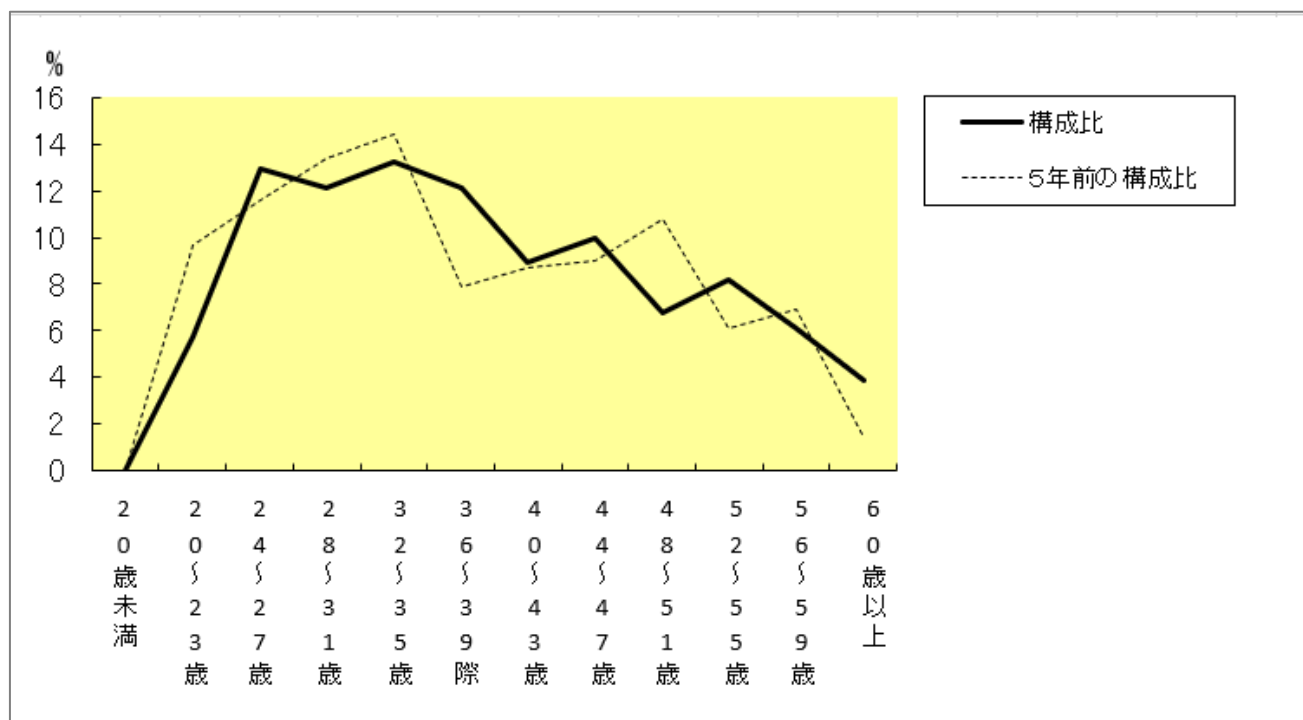
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	所 属 内 の 業 務 配 分 変 更 所 属 内 の 業 務 配 分 変 更 所 属 内 の 業 務 配 分 変 更 所 属 内 の 業 務 配 分 変 更
		総 務	63	64	1	
		税 務	21	20	-1	
		民 生	69	68	-1	
		衛 生	25	26	1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	2	2	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	17	17	0	
		計	206	206	0	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 42.01 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 70.52 人)
教 育 部 門		37	35	-2	幼 稚 園 教 諭 の 退 職 等	
消 防 部 門		0	0	0	平 成 15 年 4 月 1 日 に 衣 浦 東 部 広 域 連 合 が 発 足 し、 別 団 体 と な る。	
小 計		243	241	-2	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 49.14 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 90.75 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		7	8	1	所 属 内 の 業 務 配 分 変 更
	下 水 道		8	8	0	
	そ の 他		23	23	0	
	小 計		38	39	1	
合 計			281	280	-1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 57.10 人
			[323]	[323]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	36人	34人	37人	34人	25人	28人	19人	23人	17人	11人	280人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	195	203	201	208	206	206	11（5.6％）
教育	43	43	42	37	37	35	-8（18.6％）
消防	0	0	0	0	0	0	0（00.0％）
普通会計計	238	246	243	245	243	241	3（1.3％）
公営企業等会計計	39	39	37	37	38	39	0（0.0％）
総合計	277	285	280	282	281	280	3（1.1％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。